

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

耐震改修計画評定委員会設置規程

平成10年7月1日制定
平成13年10月31日改正
平成14年7月1日改正
平成17年9月1日改正
平成21年4月1日改正
平成24年4月1日改正
平成27年7月1日改正
平成29年4月1日改正

(目的)

第1 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター（以下「センター」という。）は、耐震改修計画等評定業務実施要綱（以下「要綱」という。）第4第1項の規定に基づき、耐震改修計画評定委員会（以下、「評定委員会」という。）を設置する。

(評定委員会の役割)

第2 評定委員会は、建築物の地震に対する安全性の現状に関する診断（以下「耐震診断」という。）及び地震に対する安全性の向上を目的とした補強設計（以下「耐震改修」という。）について、要綱第3第1項の規定により申込者が作成した資料に基づき、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下「法」という。）に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）三に規定する別添に定められた建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「指針」という。）に示す水準にあるか否かを判断する。

(評定委員会の構成)

第3 評定委員会は、建築構造に関する研究者又は実務経験者の委員で構成する。

- 2 委員は、センター理事長（以下「理事長」という。）が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 評定委員会に、委員長、副委員長各一名を置くものとし、理事長が委嘱する。
- 5 委員長は、評定委員会を代表し主宰する。
- 6 委員長に事故あるときは、副委員長が代理する。

(諮問、調査、審議及び答申)

第4 理事長は、申込を受けた案件について、委員長に諮問する。

- 2 委員長は、諮問を受けた案件について、それぞれの案件を調査するため、委員のうちから原則として2名の主査を指名する。
- 3 主査は、原則として2回、案件の診断者又は設計者からヒヤリング等（以下「小委員会」という。）を行い、申込者が提出した資料が、第2に規定する指針に示す水準にあるか否かを判断するために必要な内容となるよう促すものとする。
- 4 主査は、小委員会の結果、申込者の提出した資料の内容が、第2に規定する指針に示す水準

にあると判断するに至った案件について、次項の本委員会の審議に供するものとする。

5 委員長は、前項の案件の内容を審議するため、偶数月に1回、委員を招集し本委員会を開催する。ただし、委員長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

6 本委員会は、委員長を含め5人以上の出席をもって成立する。

7 本委員会は、第5項の審議に基づき、第2に規定する指針に示す水準にあるか否かを決するものとする。

8 前項において、第2に規定する指針に示す水準にあると決した案件については、委員長はその旨を理事長に答申するものとする。

9 第7項において、第2に規定する指針に示す水準にないと決した案件については、委員長は主査に再調査を指示するものとする。

10 評定委員会に諮問された案件に直接関係を有する委員は、その審議に加わることができない。

(守秘義務)

第5 委員は、諮問された案件に関して知り得た情報について、理事長又は委員長の承認なしに、漏洩、公表又は活用してはならない。

(事務局)

第6 評定委員会の事務局は、まちづくり推進部耐震改修評定室に置く。

(その他)

第7 この規程に定めるもののほか、評定委員会の組織及び運営等について必要な事項は、理事長が別に定める。

附則 この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

この要綱は、平成13年10月31日から施行する。

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。